

地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について

1 計画変更の概要

令和7年度第2回柏崎市地域公共交通活性化協議会（書面協議）において、地域内フィーダー系統として、補助対象と位置付けた「AI新交通あいくる」について、北・東エリアでの本格運行を開始するため、計画変更を行うものです。

2 変更理由

北・東エリアの本格運行開始に伴う変更

3 添付資料

①地域公共交通計画別紙（令和8年度）変更案

今回の変更に係る地域内フィーダー系統の運行計画案

②表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

計画により維持される系統の概要

③地域内フィーダー系統確保維持事業（区域型）運行便数算出表

「柏崎市AI新交通あいくる」の計画運行回数算出表

④運行区域図

計画により維持される路線バス等の運行区域図

令和8年1月 日

(名称) 柏崎市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

柏崎市は、JR柏崎駅を中心に東西にJR信越本線が走り、東は長岡市、西は上越市と連絡しており、それぞれ上越新幹線、北陸新幹線との乗り換えが可能となっている。また、北東方面へはJR越後線が走り、刈羽村、出雲崎町、長岡市を経て新潟市に連絡している。バス路線については、JR柏崎駅を結節点として、地域間幹線系統（柏崎～長岡線、柏崎～岡野町線）の他、高速バス（柏崎～新潟線、柏崎～京都・大阪）や市内公共交通網（フィーダー系統を含む。）が形成されている。市内公共交通網は、柏崎駅を中心に各地区に広がっており、市街地循環線とも結節している。地域内交通においては、地域の事情に応じた、きめ細やかな運行形態を構築しており、郊外地域の住民生活を支える身近な公共交通として確立されている。（柏崎市の公共交通体系は、別紙資料1を参照）。

しかし、自家用車の普及や人口減少等により、公共交通機関の利用者は年々減少しており、さらには、原油価格や物価高騰等の影響により、運行事業者の経営基盤が揺らいでいることから、地域公共交通路線の維持がますます厳しい状況となっている。

こうした中、「ひまわり」の愛称で親しまれている「東市街地循環線」は、柏崎駅において鉄道や幹線系統路線等と接続し、柏崎駅東側（比角地区、半田地区）に位置する総合病院等の公共公益施設を経由して運行している。「柏崎駅前～野田線」及び「柏崎駅前～久米線」は、市街地と中山間地域の野田地区及び久米地区を結ぶ路線である。令和5年11月からは、A I オンデマンド交通の「あいくる」を市内の人口集中地域（中央エリア）において新規運行し、**令和8年2月からは市内北部・東部地域（北・東エリア）においても本格運行を開始するなど**、路線バス等の既存の公共交通だけでは補いきれない部分を補完する役割を担っている。

いずれの公共交通においても市民の通院、買い物などに広く利用されており、生活に不可欠なものであることから、地域公共交通確保維持事業により確保・維持を図ることで、地区住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

(柏崎市地域公共交通計画 P 4 2 参照)

① 東市街地循環線（申請番号（1）、（2））

- ・市民1人あたりの地域公共交通の利用回数を6.00回／年（令和6年度の実績5.32回／年）とする。
- ・路線の収支率を32.00%（令和6年度実績：33.49%）とする。
- ・利用者1乗車当たりの市の財政負担額を212円／年（令和6年度の実績213円／年）とする

② 柏崎駅前～野田線（申請番号（3）、（4）、（5））

- ・市民1人あたりの地域公共交通の利用回数を6.00回／年（令和6年度の実績5.32回／年）とする。
- ・路線の収支率を32.00%（令和6年度実績：23.88%）とする。
- ・利用者1乗車当たりの市の財政負担額を212円／年（令和6年度実績：339.48円／年）とする。

③ 柏崎駅前～久米線（申請番号（6））

- ・市民1人あたりの地域公共交通の利用回数を6.00回／年（令和6年度の実績5.32回／年）とする。
- ・路線の収支率を32.00%（令和6年度実績：13.79%）とする。
- ・利用者1乗車当たりの市の財政負担額を212円／年（令和6年度実績：588.09円／年）とする。

④ A I 新交通あいくる（申請番号（7））

- ・市民1人あたりの地域公共交通の利用回数を6.00回／年（令和6年度の実績5.32回／年）とする。
- ・あいくるの収支率を32.00%（令和6年度実績：24.48%）とする。
- ・利用者1乗車当たりの市の財政負担額を212円／年（令和6年度実績：1321.43円／年）とする。

※目標値は、全て令和8年度の目標値

（2）事業の効果

① 東市街地循環線

東市街地循環線を維持することにより、柏崎駅発着の鉄道利用者だけではなく、郊外各地区への路線バスと接続可能となり、市全体の公共交通ネットワークが構築され、地域全体の活性化につながる。

なお、中心市街地のスーパーが閉店し、運行経路上にある別のスーパーへの移動需要が高まったことにより、近年は利用者が増加している。

② 柏崎駅前～野田線、柏崎駅前～久米線

当該路線を確保・維持することにより、野田地区、久米地区及びその沿線住民の「生活の足」を確保することができる。さらに、「柏崎駅前～野田線」は、その南側に位置する鶴川地区と野田地区を結ぶ「鶴川地域内交通」と接続しており、鶴川地区の住民が市内中心市街地へ移動する貴重な交通手段となる。いずれの路線も、中山間地域と市内中心部をつないでいることから、本市全体の公共交通網において、重要な路線であり、中山間地域における住民の外出機会の創出や、地域活性化に寄与している。

なお、令和元年10月から高齢者割引制度の対象路線に加えたことで、収支の回復を期待していたが、直後の新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、利用者は停滞している。

③ A I 新交通あいくる

当該公共交通を確保・維持することにより、運行本数が大幅に減少している路線バスなどの既存の公共交通を補完する役割を担い、運行区域において、地域住民の通院や買い物などの重要な生活交通となっている。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(柏崎市地域公共交通計画 P50 参照)

- ・路線バス等地域公共交通の時刻表・路線図などが記載されている公共交通ガイドブックを発行する（協議会、事業者）
- ・路線バスなどの時刻や運行ルートなどをスマートフォンなどから容易に検索できるようするため、経路情報検索サービスの充実に向けた検討を行う（協議会、事業者）
- ・高齢者割引制度を実施する（協議会、事業者）
- ・高校生等通学割引キャンペーンなどの通学における利用促進事業を実施する（協議会）
- ・高齢者や障がい者を対象とした公共交通の乗り方教室を実施する（協議会、事業者）
- ・園児による車内音声アナウンス収録により、地域公共交通としての愛着をさらに高める（協議会、事業者）
- ・バリアフリー車両の導入促進（柏崎市、事業者）
- ・A I 新交通あいくるの利用ガイドブックを発行する（協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

柏崎市から運行事業者への補助金額等については、それぞれ次のとおりとする。

- ・東市街地循環線：上限額を設けた上で、運行収支差額から国庫補助金を差し引いた額を負担する。6,390千円
- ・野田線、久米線：運行収支差額の11／20に相当する額から国庫補助金を差し引いた額を負担する。7,000千円
- ・A I 新交通あいくる：運行収支差額（中央エリア）、運行単価に基づく運行経費（北・東エリア）を負担する。66,103千円

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

<令和6年度>

【第1回】令和6年5月15日～29日（書面にて開催し承認を得た）

- ・令和5年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・令和6年度事業計画・予算について

【第2回】令和6年6月17日～24日（書面にて開催し承認を得た）

から承認を得た。）

- ・地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
- ・地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について

【第3回】令和6年8月1日～13日（書面にて開催し承認を得た）

- ・A I新交通あいくるの運行区域の拡大について

【第4回】令和6年10月15日（参考にて開催し承認を得た）

- ・地域公共交通ネットワークの再構築について
- ・市街地循環バスのダイヤ等の見直しについて
- ・柏崎市地域公共交通利便増進計画の策定について

【第5回】令和6年12月13日～23日（書面にて開催し承認を得た）

- ・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価について

【第6回】令和7年1月20日～30日（書面にて開催し承認を得た）

- ・自家用有償旅客運送の更新登録について

【第7回】令和7年2月27日～28日（書面にて開催し承認を得た）

- ・地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統確保維持計画）の変更について

<令和7年度>

【第1回】令和7年5月12日～23日（書面にて開催し承認を得た）

- ・令和6年度事業報告・歳入歳出決算報告について
- ・令和7年度事業計画・予算について

【第2回】令和7年6月18日～27日（書面にて開催し承認を得た）

- ・地域公共交通計画別紙案（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
- ・地域公共交通計画別紙案（地域間幹線系統確保維持計画）について

【第3回】令和7年8月8日～19日（書面にて開催し承認を得た）

- ・（北・東エリア）あいくるの利用料について
- ・（北・東エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通株路線バス停留所での停車に係る合意について

【第4回】令和7年12月22日（参考にて開催し承認を得た）

- ・市西部・南部地域におけるA I新交通あいくるの新規運行について
- ・地域公共交通計画の中間評価について
- ・利便増進実施計画の改定について
- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（地域フィーダー系統・地域間幹線系統）の事業評価について

19. 利用者等の意見の反映状況

柏崎市地域公共交通活性化協議会には、利用者の代表として3名の市民の方に委員を委嘱している。また、必要に応じて、運行地域へ出向き、地域の代表者や利用者から意見を聴取している。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送 継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 別表9・ 別表10)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
柏崎市	越後交通株式会社	(1) 東市街地循環線 (比角先回り)	柏崎駅	アルフォーレ	柏崎駅	往12.2km 循環	365日	1333			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎-長岡線」の「柏崎駅前」バス停を共有	③
		(2) 東市街地循環線 (半田先回り)	柏崎駅	アルフォーレ	柏崎駅	往12.5km 循環	365日	1571			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎-長岡線」の「柏崎駅前」バス停を共有	③
		(3) 野田線 (日吉町経由)	柏崎駅	日吉町	野田	往 km 復15.8km	237日	237			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎-長岡線」の「柏崎駅前」バス停を共有	③
		(4) 野田線 (石塚経由)	柏崎駅	石塚	野田	往18.6km 復18.2km	361日	479.5			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎-長岡線」の「柏崎駅前」バス停を共有	③
		(5) 野田線 (医療センター経由)	柏崎駅	医療センター	野田	往20.5km 復20.1km	237日	237			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎-長岡線」の「柏崎駅前」バス停を共有	③
		(6) 久米線	柏崎駅	南下	久米	往15.7km 復15.4km	237日	474			路線定期運行	①	地域幹線系統「柏崎-長岡線」の「柏崎駅前」バス停を共有	③
	越後交通株式会社 柏崎交通株式会社 大和タクシー株式会社 大新東株式会社柏崎営業所	(7) AI新交通あいくる		市内中央 エリア・北 東エリア			240日	16,010			区域運行	①	地域幹線系統「柏崎-長岡線」の「柏崎駅前」、「長嶺入口」、「西山農協前」、「札持」、「坂田三叉路」、「小坂下」「小黒須入口」、「小黒須」、「五十士」バス停を共有 地域幹線系統「岡野町車庫前線」の「下加納」、「中加納」、「上加納」、「鯖石小学校前」、「与板」「宮平」バス停を共有	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

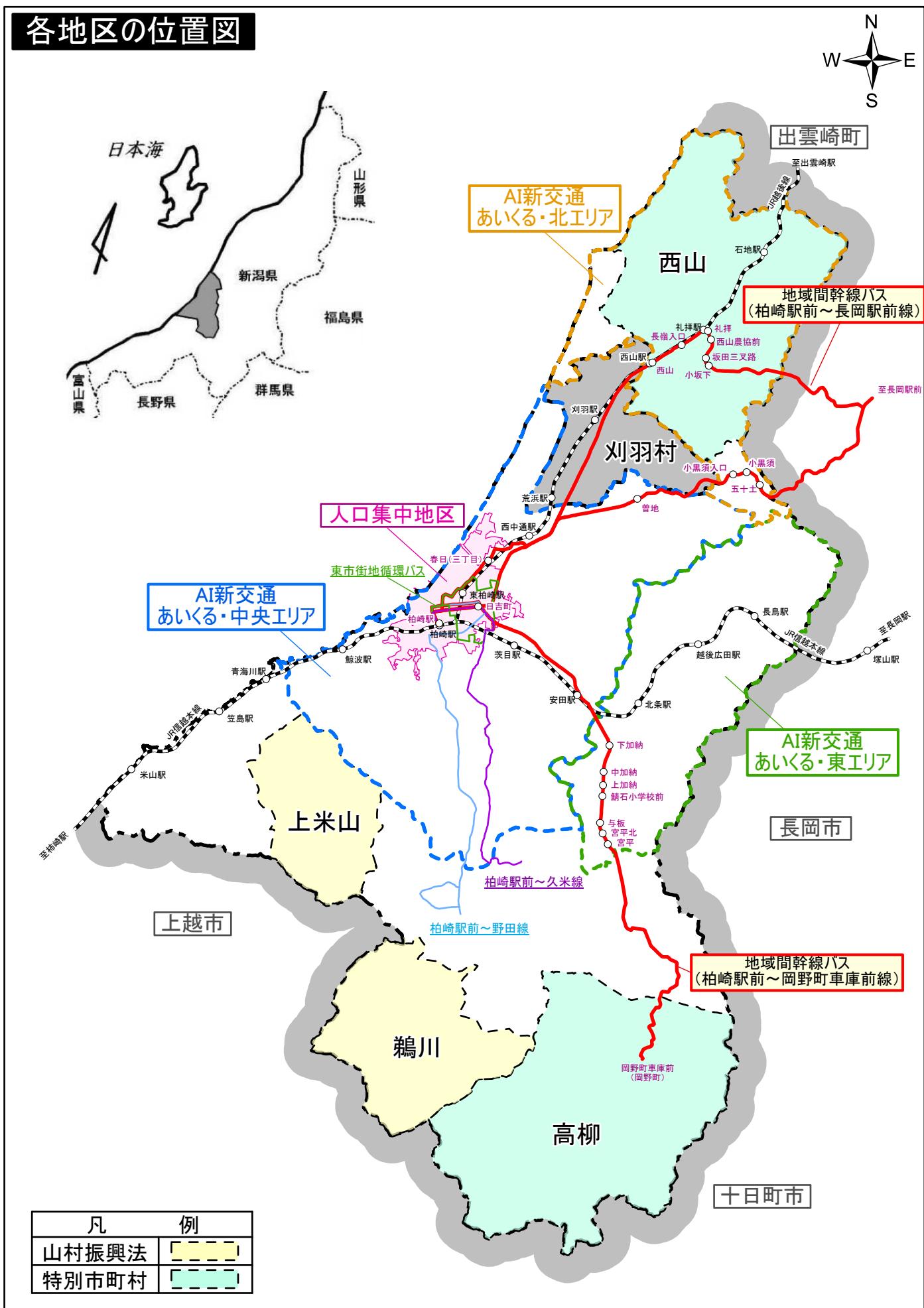
地域内フィーダー系統確保維持事業(区域型)運行便数算出表

自治体名		柏崎市				事業者名		越後交通(株)、柏崎交通(株)、大和タクシー(株)										申請番号		7			運行系統名		AI新交通あいくる											
																			計画運行日数		240日		計画運行回数		16,010.0回											
		:土曜		:日曜		:祝日																														
2025	~	2026	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
			曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計
10月	計画運行回数		60	60	60			60	60	60	60	60		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1320	1320		
	計画運行回数					60	60	60	60	60	60	60		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1320	1320		
11月	曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計		
	計画運行回数					60	60	60	60	60	60	60		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1080	2400			
12月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計				
	計画運行回数		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1200	3600				
1月	曜日		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	月計	累計	
	計画運行回数					60	60	60	60	60	60	60		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1140	4740			
2月	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計			
	計画運行回数		70	70	70	70	70		70	70	70	70	70		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1260	6000			
3月	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計			
	計画運行回数		70	70	70	70	70		70	70	70	70	70		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1470	7470			
4月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計		
	計画運行回数		70	70	70			70	70	70	70	70		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1470	8940			
5月	曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計	
	計画運行回数		70					70	70	70	70	70		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1260	10200		
6月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計		
	計画運行回数		70	70	70	70	70		70	70	70	70	70		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1540	11740			
7月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計	
	計画運行回数		70	70	70			70	70	70	70	70		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1540	13280		
8月	曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計		
	計画運行回数				70	70	70	70	70		70	70	70		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1400	14680		
9月	曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計		
	計画運行回数		70	70	70	70		70	70	70	70	70		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1330	16010		

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

「申請番号」「運行系統の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

表5 添付資料



議案第2号

(南エリア) あいくるの乗降ポイントにおける越後交通㈱路線バス停留所での停車に係る合意について

南エリアあいくるは、別俣・野田地区において本年3月からの運行を予定しており、利用者の乗降においては、越後交通㈱が管理するバス停留所を利用する予定です。

当該交通が越後交通㈱のバス停留所で停車する場合は、道路交通法第44条第2項第2号の規定に基づいて、関係者間で合意した上で公安委員会が公示する必要があり、また、合意に当たっては、事前に本協議会での協議が必要であることから、委員の皆様からの承認を伺うものです。

記

1 (南エリア) あいくるが停車する越後交通㈱のバス停留所

別紙「南エリアあいくるが停車する越後交通㈱のバス停留所一覧」のとおり

2 合意書（案）

別紙「合意書案」のとおり

※合意書の締結に当たり、相手方である越後交通㈱代表取締役様、新潟県公安委員会委員長様及び北陸信越運輸局長様には事前説明を行っております。

3 その他

(南エリア) あいくるの新規運行については、令和7年度 第4回柏崎市地域公共交通活性化協議会において、承認いただいております。

令和8年 月 日

越後交通株式会社代表取締役社長 伊比 久

新潟県公安委員会委員長 櫻井 香子

柏崎市長 櫻井 雅浩

北陸信越運輸局長 佐橋 真人

柏崎市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書（案）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、柏崎市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場の名称
別紙「南エリアあいくるが停車する越後交通(株)のバス停留所一覧」のとおり
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
柏崎市が運営主体、柏崎交通株式会社が運行主体となって運行する一般乗合旅客自動車運送事業（柏崎市A I 新交通あいくる（南エリア））の用に供する自動車に限る
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
1における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする

No	名前	住所	利用開始日
1	出川バス停	柏崎市野田392-1先	2026/3/1
2	野田農協前バス停	柏崎市野田627-1先	2026/3/1
3	野田中央バス停	柏崎市野田903-1先	2026/3/1
4	木沢入口バス停	柏崎市野田1182-1先	2026/3/1
5	高橋バス停	柏崎市田屋8304先	2026/3/1
6	田屋バス停	柏崎市田屋4834先	2026/3/1
7	石塚バス停	柏崎市田屋2895-1先	2026/3/1
8	木沢バス停	柏崎市木沢421-1先	2026/3/1
9	水上入口バス停	柏崎市久米1061先	2026/3/1
10	久米バス停	柏崎市久米775先	2026/3/1